

建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、鳥取市(以下「市」という。)が発注する建設工事に伴い生じる建設発生土の処理及び改良土の使用について、環境保全及び資源の有効活用を推進するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設発生土 建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (2) 購入土 良質土である山土等の新材の土砂をいう。
- (3) 改良土 良質土以外の改良可能な建設発生土に石灰系改良材を添加して建設資材として利用可能な土にしたものをいう。
- (4) 土質改良プラント 建設発生土を受け入れ、それを改良土として生産するための設備を常設した再資源化施設をいう。

(基本事項)

第3条 工事現場内においては、改良土の使用に努めることとし、建設発生土等については、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 建設工事を計画、設計及び施工する場合は、建設発生土量の抑制に努めること。
- (2) 建設発生土が生じる場合は、現場内利用及び工事間流用に努めること。
- (3) 現場内利用及び工事間流用ができない建設発生土については、土質改良プラントに搬出して改良土として利用できるように努めること。
- (4) 土質改良プラントへの搬出が困難な場合は、適正に処理すること。

第2章 建設発生土の処理

(建設発生土の処理方法)

第4条 建設発生土の処理については、別紙1「建設発生土の処理選択フロー」に従い、適正に行うこと。

(土質改良プラントへの搬出条件等)

第5条 建設発生土の土質改良プラントへの搬出条件は以下のとおりとする。

- (1) 第4種建設発生土※¹以上のものであること。

- (2) 臭気、悪臭を放たないものであること。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する廃棄物に該当しないものであること。
- (4) 建設発生土に岩類等が混入している場合は、岩径、混入率等を調査したうえで土質改良プラントに受け入れ可能であるか事前確認するものとする。

第3章 改良土の使用基準

(改良土の使用方法)

第6条 改良土の使用については、別紙2「改良土使用選択フロー」に従い、適正に行うこと。

(改良土の用途)

第7条 改良土は埋戻材、盛土材、路床材等全ての用途で利用できるものとする。また、改良土からの溶出水が地下水等に流出するおそれがある場合は、水質汚濁防止法等の規定に基づき適切な処置を行うこと。

(改良土の品質)

第8条 使用する改良土は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 第2種改良土※¹以上とする。
 - (2) 使用する改良材は、原則として、生石灰あるいはこれに類するものであること。
 - (3) 最大粒径40mm以下であること。
 - (4) CBR12%以上であること。
 - (5) 木片、プラスチック類、金属類及び有害物質等の産業廃棄物が混入していないものであること。
 - (6) 改良材添加後の改良土は無害であり、地下埋設物及び周辺環境に影響を及ぼさないものであること。
- 2 改良土を使用する場合は、事前に土質改良プラントが発行する品質試験結果（品質証明書）を提出し承諾を受けること。
- 3 前項の土質改良プラントが行う品質試験は、別表1に示す試験項目及び試験方法により実施されなければならない。

(改良土単価等)

第9条 各事業者による建設発生土受入単価及び改良土の単価は、別表2による。

(使用前の確認事項)

第10条 改良土の使用に際して、改良土の外見確認を実施するとともに、土質改良プラントから品質試験結果の提出を受けた後に使用するものとする。なお、生石灰を固化材として使用した改良土は、発熱反応が終了したものでなければ使用してはならない。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 0 月 1 4 日から施行する。(別紙 1、別紙 2 改定)

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 15 日から施行する。

別表 1（第 8 条 2 項関係）

試験項目	規格値	試験方法	試験基準
① 最大粒径	40 mm以下	土の粒度試験（ふるい分けのみ） JIS A 1204	公的機関により 1 年に 2 回以上及び土質が変化した時に行う。また、②設計 CBR については 1 週間につき 1 回以上は自主検査を行う。ただし、④コーン指数試験については、公的機関以外でも可とする。
② 設計 C B R	C B R 1 2 %以上	C B R 試験 JIS A 1211	
③ 最大乾燥密度及び最適含水比	—	突固めによる土の締固め試験 JIS A 1210 土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205	
④ コーン指数	800 kN/m ² 以上	締固めた土のコーン指数試験 JIS A 1228	

※ 1 大臣官房技術調査課長等通知「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号）による

別表 2 (第 9 条関係)

令和 7 年 5 月 15 日時点

1. (事業者名) 株式会社北和 鳥取改良土センター (令和 3 年 5 月 13 日開所)

所在地	面積 (m ²)	容量 (m ³)	備 考
鳥取市細見字砂田ノ二 653-1	7,123	約 4,000	改良土、発生土共

名 称	区 分	受け渡し条件	受入単価 (円/m ³)	備 考
建設発生土	ほぐし土量	プラント渡し	1,700	・ 税抜、運搬費別途 ・ 改良土の搬出を必須とし 発生土の受入れのみは不可

名 称	区 分	受け渡し条件	販売単価 (円/m ³)	備 考
改良土	ほぐし土量	プラント渡し	2,300	・ 税抜、運搬費別途 ・ 鳥取県グリーン認定商品

2. (事業者名) 株式会社田中組改良土プラント (令和 4 年 11 月 10 日開所)

所在地	面積 (m ²)	容量 (m ³)	備 考
鳥取市長谷 774	7,198	約 2,000	改良土、発生土共

名 称	区 分	受け渡し条件	受入単価 (円/m ³)		備 考
建設発生土	地山土量	プラント渡し	1,400	コーン指数 300kN/m ² 以 上	・ 税抜、運搬費別途 ・ コーン指数 200kN/m ² 未満は要見 積
			1,700	コーン指数 200kN/m ² 以 上 300kN/m ² 未満	

名 称	区 分	受け渡し条件	販売単価 (円/m ³)	備 考
改良土	ほぐし土量	プラント渡し	2,300	・ 税抜、運搬費別途 ・ 鳥取県グリーン認定商品

3. (事業者名) 有限会社仁徳砂利改良土プラント (令和 6 年 6 月 10 日開所)

所在地	面積 (m ²)	容量 (m ³)	備 考
鳥取市古海字釜ヶ谷 1021	5,900	7,900	改良土、発生土共

名 称	区 分	受け渡し条件	受入単価 (円/m ³)	備 考
建設発生土	地山土量	プラント渡し	1,700	・ 税抜、運搬費別途 ・ コーン指数 200kN/m ² 未 満は要見積

名 称	区 分	受け渡し条件	販売単価 (円/m ³)	備 考
改良土	ほぐし土量	プラント渡し	2,300	・ 税抜、運搬費別途 ・ 鳥取県グリーン認定商品

4. (事業者名) 美穂建設株式会社 残土改良事業部 (令和 6 年 12 月 16 日開所)

所在地	面積 (m ²)	容量 (m ³)	備 考
鳥取市上原字西谷中分 809	5,454	8,304	改良土、発生土共

名 称	区 分	受け渡し条件	受入単価 (円/m ³)	備 考
建設発生土	地山土量	プラント渡し	1,600	・ 税抜、運搬費別途 ・ コーン指数 200kN/m ² 未 満は要見積

名 称	区 分	受け渡し条件	販売単価 (円/m ³)	備 考
改良土	ほぐし土量	プラント渡し	2,200	・ 税抜、運搬費別途 ・ 鳥取県グリーン認定商品